

第三期熱海市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について

1 代用計画策定の経緯

代用計画とは、「子ども・子育て支援事業計画」を変更することが困難である場合に、必要な事項を暫定的に定める代替措置として策定するものです。(今後、計画の中間見直しの際に当該代用計画の内容を反映する予定です。)

今回、乳児等通園支援事業及び満三歳以上限定小規模保育事業について策定する必要がありますが、満三歳以上限定小規模保育事業については保育所・認定こども園で保育ニーズに対応していることから、乳児等通園支援事業のみ代用計画を策定するものです。

なお、乳児等通園支援事業については、第三期熱海市子ども・子育て支援事業計画にその時点で算定した数値等を設定していますが、今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正されたこと等から改めて見直しを行い、新たに追加された必須記載事項についても策定しようとするものです。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、こども1人10時間の枠内で時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園給付。令和8年度よりすべての自治体で開始される。

2 代用計画の内容（別紙の通り）

- ・乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（量の見込みと確保内容修正）
- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容（新規）

算出方法は以下のとおりです。

代用計画算出方法

(1) 就学前児童数

第三期熱海市子ども・子育て支援事業計画上の推計値を用いています。

(2) 対象児童数

就学前児童数から保育所等利用児童数を除いた数となります。0歳児については7か月目からの利用となるため、計算後2で除しています。

(3) 利用率

アンケート調査を実施したところ回収率が8.6%と低く、あまり参考となりませんでしたが、利用しない人も一定数いることを鑑み利用率を0.5としました。今後中間見直しの際には8年度の利用状況を基に再度利用率を設定していくこととします。

(4) 利用者数（ニーズ）

対象児童数に利用率を乗じた数となります。

(5) 必要受入時間数

国が示す算出式に基づき、利用者数に月一定時間（10時間）を乗じた数となります。

(6) 必要定員数（整備量）

国が示す算出式に基づき、必要受入時間数を定員一人1月当たりの受入れ可能時間数【月176時間（1日8時間×月22日）】で除した数となります。（小数点以下繰り上げ）